(目的)

第1条 この細則は、「東京福祉大学短期大学部 通信教育課程に関する規程」(以下、「通信教育規程」という。)第5条第3項に基づき、教育課程の編成・実施・評価についての取り扱いの原則について定めるとともに、履修方法、経過措置等通信教育規程の授業科目及び単位数を定める別表(以下、「通信教育規程別表」という。)に表される事柄についての留意事項、配慮事項について定めることを目的とする。

(授業科目の設定)

第2条 通信教育規程第5条第3項に定める授業科目の設定は、通信教育規程第4条の2に基づき、教授会の審議を経て、学長が理事会の審議に付し、理事長がこれを行い、通信教育規程 別表に記載するものとする。

(授業科目の実施計画)

第3条 授業科目の実施計画作成に当たっては、「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」によるとともに、短大教務委員会において作成された授業科目別の親シラバス(シラバス項目のうち「講義概要」「学修目標」「成績評価の規準と評定の方法」「授業形態」を共通化したシラバス)に基づき、担当教員の専門性や学生の実態を考慮して授業計画に反映させなければならない。

(授業科目の改廃・名称変更・新設)

- 第4条 授業科目の改廃・名称変更・新設は、教育課程の評価、社会の動向、法令等の変更、大学教育に関する国の政策の変化、学科課題の変化及び学生の実態等を考慮し、通信教育規程第4条の2に従いこれを行う。その際、短大教務委員会において授業科目の体系性を十分考慮するものとする。
 - 2 授業科目の改廃・名称変更・新設については、第2条を準用する。

(通信教育規程別表)

- 第5条 通信教育規程別表は入学年次ごとに作成し、原則として卒業までの履修科目についての一覧とし、科目の改廃・名称変更・新設がない限り、その一覧を卒業年度まで使用するものとする。
 - 2 授業科目の改廃・名称変更・新設があった場合は、前授業科目との関連や履修方法について、 履修に支障が生じないよう枠外に改訂の要点を示すとともに、次年度から変更した通信教育 規程別表を作成し、配布するものとする。

(授業科目の改廃後の取扱い)

第6条 より望ましい教育課程を目指して、従前の授業科目を廃止して新たな授業科目へ移行し

た場合、次の取り扱いとする。

- (1) すでに履修した授業科目は、卒業に必要な単位数として認定する。
- (2) 未履修に終わった授業科目が、次年度には廃止され、新たな授業科目として開設された場合、新たな授業科目の履修をもって卒業単位と認定する。
- (3) 履修登録された必修科目については、科目廃止後も引き続き、履修計画に基づいて履修 することを可能とする。
- (4) 改廃の理由、経過措置等を本規程の別表に記す。

(変更に伴う周知)

第7条 通信教育規程及び通信教育規程別表の変更が生じた場合、教職員に周知するとともに、学生にはオリエンテーション又は学生要覧及び郵送等を通じて周知しなければならない。また、ホームページ等に掲載し、大学の姿勢を明らかにしなければならない。

(履修方法)

- 第8条 授業科目の開設は、年次ごとに示す通信教育規程別表に従って行う。
 - 2 学生は通信教育規程別表に従って履修計画を策定するものとする。ただし、再履修は、その 限りではない。

(事務)

第9条 教育課程及び履修方法に関する事務は、大学・短大事務局通信教育課において処理する。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、教授会の審議を経て、学長が理事会の審議に付し、理事長がこれを 行うものとする。

(附則)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成28年11月18日から施行する。

(附則)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

1. 平成28年度からの授業科目の新設・変更については、下記のとおりとする。

総合教育科目の新設

授業科目名	新設趣旨	同種教科との関連
多文化理解入門	多文化共生の重要性に鑑	多文化コミュニケーションへと
	み、アイデンティティの確	発展させ、実践力を養う。
	立と基礎の理解。	
文章表現Ⅱ	受講生のキャリアアップを	文章表現の上位科目として位置
	図る	づける
文章表現Ⅲ	スピーチやプレゼンテーシ	文章表現Ⅱの上位科目として位
	ョンの文章表現習得のため	置づける

2. 平成30年度からの授業科目の新設については、次のとおりとする。

総合教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	対象専攻	同種教科との関連
会計学入門	会計が経営者の経営	こども教育・保育専攻	平成 30 年度入学生か
	判断に必要不可欠な	幼児教育専攻	ら適用
	要素であることを意		
	識させる入門講義を		
	開設する。		
経営学入門	経営の体系を理論的	こども教育・保育専攻	平成 30 年度入学生か
	に学ぶ前に、ケース	幼児教育専攻	ら適用
	スタディーを中心と		
	した入門講座を開設		
	する。		
生活の中の福祉	幅広く生活全体を見	こども教育・保育専攻	平成 30 年度入学生か
	通した中で福祉を捉	幼児教育専攻	ら適用
	えて学ぶことのでき		
	る教養教育科目を開		
	設する。		

3. 平成31年度からの授業科目の廃止・新設・変更については、次のとおりとする。 (平成31年度入学生から適用する。)

専門教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	対象学部	同種教科との関連
「こども家庭支援の	児童福祉法施行規則	こども教育・保育専	告示別表第一「保育の
心理学」	の改正に基づくカリ	攻	対象の理解に関する科
	キュラム変更のため	幼児教育専攻	目」の「子ども家庭支
			援の心理学」に位置づ

			ける。
「特別ニーズ教育	教育職員免許法及び	こども教育・保育専	教育職員免許法施行規
論」	教育職員免許法施行	攻	則第二条における「教
	規則の改正に基づく	幼児教育専攻	育の基礎的理解に関す
	カリキュラム変更の		る科目」に含めること
	ため。		が必要な事項である、
			「特別の支援を必要と
			する幼児、児童及び生
			徒に対する理解」に対
			応する科目として位置
			づける。

科目の併合、単位数及び科目名称の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「こども家庭支援	児童福祉法施行規	こども教育・保育専	相談援助演習(2 単
論」	則の改正に基づく	攻	位) と家庭支援論(2
	カリキュラム変更	幼児教育専攻	単位)を併合し、こ
	のため。		ども家庭支援論 (2 単
			位)とする。ただ
			し、旧科目への読替
			えはない。
「こどもの保健」	児童福祉法施行規	こども教育・保育専	こどもの保健 I a(2
	則の改正に基づく	攻	単位)とこどもの保
	カリキュラム変更	幼児教育専攻	健 I b (2 単位) を併
	のため。		合し、こどもの保健
			(2 単位) とする。た
			だし、旧科目への読
			替えはない。

単位数及び科目名称の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「こどもの健康と安	児童福祉法施行規	こども教育・保育専	旧科目名:「こども
全」	則の改正に基づく	攻	の保健Ⅱ」
	カリキュラム変更	幼児教育専攻	1 単位から 2 単位に変
	のため。		更ただし、旧科目へ
			の読替えはない。

科目名称の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「こども家庭福祉」	児童福祉法施行規	こども教育・保育専	「児童家庭福祉」
	則の改正に基づく	攻	

	カリキュラム変更	幼児教育専攻	
	のため。		
「社会的養護I」	児童福祉法施行規	こども教育・保育専	「社会的養護」
	則の改正に基づく	攻	
	カリキュラム変更		
	のため。		
「社会的養護Ⅱ」	児童福祉法施行規	こども教育・保育専	「社会的養護内容」
	則の改正に基づく	攻	
	カリキュラム変更		
	のため。		
「子育て支援」	児童福祉法施行規	こども教育・保育専	「保育相談支援演
	則の改正に基づく	攻	習」
	カリキュラム変更	幼児教育専攻	
	のため。		
「保育者・教師論」	教育職員免許法施	こども教育・保育専	「保育士・教師論」
	行規則の改正に基	攻	
	づくカリキュラム	幼児教育専攻	
	変更のため。		

※ただし経過措置として、旧カリキュラムを履修する平成30年度以前の入学生は、新名称の科目を履修することによって、旧名称の科目に読み替えることとする。

- 4. 令和5年度からの授業科目の変更については、次のとおりとする。
- (1) 教育職員免許法及び同法施行規則の改正に基づく幼稚園教諭免許状のカリキュラム変更 専門教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	対象学部	同種教科との関連
「こどもと健康」	法令改正による、	幼児教育専攻	教育職員免許法施行規
	幼稚園免許状課程	こども教育・保育専	則第二条および備考一
	の変更に対応する	攻	に規定された「領域に
	ため。		関する専門的事項」に
			対応する科目として位
			置づける。
「こどもと人間関	法令改正による、	幼児教育専攻	教育職員免許法施行規
係」	幼稚園免許状課程	こども教育・保育専	則第二条および備考一
	の変更に対応する	攻	に規定された「領域に
	ため。		関する専門的事項」に
			対応する科目として位
			置づける。
「こどもと環境」	法令改正による、	幼児教育専攻	教育職員免許法施行規
	幼稚園免許状課程	こども教育・保育専	則第二条および備考一
	の変更に対応する	攻	に規定された「領域に
	ため。		関する専門的事項」に

	1		
			対応する科目として位
			置づける。
「こどもと言葉」	法令改正による、	幼児教育専攻	教育職員免許法施行規
	幼稚園免許状課程	こども教育・保育専	則第二条および備考一
	の変更に対応する	攻	に規定された「領域に
	ため。		関する専門的事項」に
			対応する科目として位
			置づける。
「こどもと音楽」	法令改正による、	幼児教育専攻	教育職員免許法施行規
	幼稚園免許状課程	こども教育・保育専	則第二条および備考一
	の変更に対応する	攻	に規定された「領域に
	ため。		関する専門的事項」に
			対応する科目として位
			置づける。
「こどもと造形」	法令改正による、	幼児教育専攻	教育職員免許法施行規
	幼稚園免許状課程	こども教育・保育専	則第二条および備考一
	の変更に対応する	攻	に規定された「領域に
	ため。		関する専門的事項」に
			対応する科目として位
			置づける。

科目廃止

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「国語」	幼稚園免許状課程	幼児教育専攻	令和5年度入学生から
	の変更に伴うカリ	こども教育・保育	科目廃止。
	キュラム見直しの	専攻	令和5年度以降は、在
	ため		学生が希望する場合に
			限り開講する。
「幼児体育」	幼稚園免許状課程	幼児教育専攻	令和5年度入学生から
	の変更に伴うカリ	こども教育・保育	科目廃止。
	キュラム見直しの	専攻	令和5年度以降は、在
	ため		学生が希望する場合に
			限り開講する。
「図画工作I」	幼稚園免許状課程	幼児教育専攻	令和5年度入学生から
	の変更に伴うカリ	こども教育・保育	科目廃止。
	キュラム見直しの	専攻	令和5年度以降は、在
	ため		学生が希望する場合に
			限り開講する。
「音楽基礎I」	幼稚園免許状課程	幼児教育専攻	令和5年度入学生から
	の変更に伴うカリ	こども教育・保育	科目廃止。
	キュラム見直しの	専攻	令和5年度以降は、在

ため	学生が希望する場合に
	限り開講する。

科目名称変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	旧科目名
「音楽表現」	幼稚園免許状課程の	幼児教育専攻	「音楽基礎Ⅱ」
	変更に伴うカリキュ	こども教育・保育専	令和5年度以降は、
	ラム見直しのため	攻	在学生で履修者がい
			た場合は、「音楽表
			現」の履修をもって
			「音楽基礎Ⅱ」に読
			み替える。
「音楽表現Ⅱ」	幼稚園免許状課程の	幼児教育専攻	「こどもの音楽Ⅰ」
	変更に伴うカリキュ	こども教育・保育専	令和5年度以降は、
	ラム見直しのため	攻	在学生で履修者がい
			た場合は、「音楽表
			現Ⅱ」の履修をもっ
			て「こどもの音楽
			I」に読み替える。
「音楽演習」	幼稚園免許状課程の	幼児教育専攻	「こどもの音楽Ⅱ」
	変更に伴うカリキュ	こども教育・保育専	令和5年度以降は、
	ラム見直しのため	攻	在学生で履修者がい
			た場合は、「音楽演
			習」の履修をもって
			「こどもの音楽Ⅱ」
			に読み替える。
「造形演習」	幼稚園免許状課程の	幼児教育専攻	「図画工作Ⅱ」
	変更に伴うカリキュ	こども教育・保育専	令和5年度以降は、
	ラム見直しのため	攻	在学生で履修者がい
			た場合は、「造形演
			習」の履修をもって
			「図画工作Ⅱ」に読
			み替える。

(2) 教育課程の見直しに伴うカリキュラム変更

科目区分の統廃合

区分名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
総合教育科目	教育課程見直しによる	幼児教育専攻	総合教育科目の5つの区分を整
	変更	こども教育・保育	理し、2区分とする。
		専攻	(旧)

			「一般教養科目」、「現代社
			会の理解」「文化や言語の理
			解」「専門基礎教育」、「キ
			ャリア開発教育科目」
			(新)
			「教養教育科目」、「キャリ
			ア開発教育科目」
専門教育科目	教育課程見直しによる	幼児教育専攻	専門教育科目の5つの区分を整
	変更	こども教育・保育	理し、6区分とする。
		専攻	(旧)
			「こどもの理解・発達支
			援」、「保育の内容・方
			法」、「子育て支援の理解と
			方法」、「保育・子育て支援
			の実践と展開」、「教育」
			(新)
			「保育の本質・目的の理
			解」、「保育の対象の理
			解」、「保育の内容・方法の
			理解」、「保育実習」、「幼
			稚園教諭免許科目」、「ゼミ
			ナール」

総合教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	対象学部	同種教科との関連
「日本の文化と言語	外国籍学生の日本語能	幼児教育専攻	日本の文化と言語Ⅰの上
П	力向上のため	こども教育・保	位科目として位置づけ
		育専攻	る。

科目区分の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「社会福祉」	カリキュラム・ポリ	幼児教育専攻	総合教育科目から専門教
	シーの変更に基づく	こども教育・保	育科目 [保育の本質・目
	専門教育科目区分の	育専攻	的の理解]へ変更
	変更		
「保育原理」	カリキュラム・ポリ	幼児教育専攻	総合教育科目から専門教
	シーの変更に基づく	こども教育・保	育科目[保育の本質・目
	専門教育科目区分の	育専攻	的の理解]へ変更
	変更		
「教育原理」	カリキュラム・ポリ	幼児教育専攻	専門教育科目の[こども

	シーの変更に基づく	こども教育・保	の理解・発達支援]から
	専門教育科目区分の	育専攻	[保育の本質・目的の理
	変更		解しへ変更
 「社会的養護Ⅰ」	カリキュラム・ポリ	こども教育・保	専門教育科目の[保育の
	シーの変更に基づく	育専攻	内容・方法]から[保育
	専門教育科目区分の		の本質・目的の理解]へ
	変更		変更
「こども家庭支援	カリキュラム・ポリ	幼児教育専攻	専門教育科目の[子育て
 論」	シーの変更に基づく	こども教育・保	支援の理解と方法〕から
	専門教育科目区分の	育専攻	[保育の本質・目的の理
	変更		解〕へ変更
「子育て支援論」	カリキュラム・ポリ	幼児教育専攻	専門教育科目の[子育て
	シーの変更に基づく	こども教育・保	支援の理解と方法〕から
	専門教育科目区分の	育専攻	[保育の本質・目的の理
	変更		解〕へ変更
「障害児保育」	カリキュラム・ポリ	幼児教育専攻	専門教育科目の[こども
	シーの変更に基づく	こども教育・保	の理解・発達支援]から
	専門教育科目区分の	育専攻	[保育の内容・方法の理
	変更		解〕へ変更
「こどもの健康と安	カリキュラム・ポリ	幼児教育専攻	専門教育科目の [こども
全」	シーの変更に基づく	こども教育・保	の理解・発達支援]から
	専門教育科目区分の	育専攻	[保育の内容・方法の理
	変更		解〕へ変更
「教育心理学」	カリキュラム・ポリ	幼児教育専攻	専門教育科目の[こども
	シーの変更に基づく	こども教育・保	の理解・発達支援〕から
	専門教育科目区分の	育専攻	[幼稚園教諭免許科目]
	変更		へ変更
「臨床心理学」	カリキュラム・ポリ	幼児教育専攻	専門教育科目の[子育て
	シーの変更に基づく	こども教育・保	支援の理解と方法]から
	専門教育科目区分の	育専攻	[保育の対象の理解] へ
	変更		変更
「カウンセリングの	カリキュラム・ポリ	幼児教育専攻	専門教育科目の[子育て
基礎」	シーの変更に基づく	こども教育・保	支援の理解と方法]から
	専門教育科目区分の	育専攻	[保育の対象の理解]へ
	変更		変更
「学習困難児指導	カリキュラム・ポリ	幼児教育専攻	専門教育科目の[子育て
法」	シーの変更に基づく	こども教育・保	支援の理解と方法]から
	専門教育科目区分の	育専攻	[保育の内容・方法の理
	変更		解〕へ変更
「多文化保育・子育	カリキュラム・ポリ	幼児教育専攻	専門教育科目の[子育て
て演習」	シーの変更に基づく	こども教育・保	支援の理解と方法]から

	専門教育科目区分の	育専攻	[保育の内容・方法の理
	変更		解〕へ変更
「子育て支援」	カリキュラム・ポリ	幼児教育専攻	専門教育科目の[子育て
	シーの変更に基づく	こども教育・保	支援の理解と方法]から
	専門教育科目区分の	育専攻	[保育の対象の理解]へ
	変更		変更

科目区分及び名称の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「保育者論」	「保育者」には教	幼児教育専攻	旧科目名:「保育者·教
	師も含まれること	こども教育・保育	師論」
	から、現行の科目	専攻	総合教育科目から専門教
	名は対象が重複し		育科目[保育の本質・目
	ているため、大学		的の理解]へ変更
	で開講している名		令和5年度以降は、在学
	称と合わせる。		生で履修者がいた場合
			は、「保育者論」の履修
			をもって「保育者・教師
			論」に読み替える。

科目名称の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	旧科目名
「日本の文化と言語	「日本の文化と言語	幼児教育専攻	「日本の文化と言語」
I	Ⅱ」の開設に伴う変	こども教育・保育専	
	更	攻	

配当年次及び科目区分の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「こども家庭福祉」	カリキュラム・ポ	幼児教育専攻	総合教育科目から専門
	リシーの変更に基	こども教育・保育専	教育科目[保育の本
	づく専門教育科目	攻	質・目的の理解]へ変
	区分の変更及び科		更
	目履修順序の整理		
	に伴う変更のた		2年次から1年次へ変
	め。		更。
			令和5年度以降1年次
			入学生から適用する。

配当年次及び履修方法の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「人権教育(こどもの	科目履修順序の整	幼児教育専攻	卒業必修科目から選択
人権を含む)」	理に伴う変更のた	こども教育・保育専	科目へ変更
	め。	攻	
			2年次から1年次へ変
			更。
			令和5年度以降1年次
			入学生から適用する。

配当年次の変更

日午仏の友文	I		
授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「こどもの食と栄養」	科目履修順序の整	幼児教育専攻	1年次から2年次へ変
	理に伴う変更のた	こども教育・保育	更。
	め。	専攻	
			令和5年度以降1年次
			入学生から適用する。
「保育内容(言葉)」	科目履修順序の整	幼児教育専攻	1年次から2年次へ変
	理に伴う変更のた	こども教育・保育	更。
	め。	専攻	
			令和5年度以降1年次
			入学生から適用する。
「保育内容(環境)」	科目履修順序の整	幼児教育専攻	1年次から2年次へ変
	理に伴う変更のた	こども教育・保育	更。
	め。	専攻	
			令和5年度以降1年次
			入学生から適用する。
「保育内容(健康)」	科目履修順序の整	幼児教育専攻	1年次から2年次へ変
	理に伴う変更のた	こども教育・保育	更。
	め。	専攻	
			令和5年度以降1年次
			入学生から適用する。
「保育表現技術演習」	科目履修順序の整	幼児教育専攻	2年次から1年次へ変
	理に伴う変更のた	こども教育・保育	更。
	め。	専攻	
			令和5年度以降1年次
			入学生から適用する。
「教育法規」	科目履修順序の整	幼児教育専攻	2年次から1年次へ変
	理に伴う変更のた	こども教育・保育	更。
	め。	専攻	
			令和5年度以降1年次

			入学生から適用する。
「幼稚園教育実習I」	科目履修順序の整	幼児教育専攻	2年次から1年次へ変
	理に伴う変更のた	こども教育・保育	更。
	め。	専攻	
			令和5年度以降1年次
			入学生から適用する。

科目の統合、及び区分の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「基礎演習」	教育課程見直しに	幼児教育専攻	基礎演習 I (2 単位)
	よる変更	こども教育・保育	と基礎演習Ⅱ(2 単
		専攻	位)を統合し、基礎演
			習 (2 単位) とする。
			総合教育科目から専門
			教育科目[保育の本
			質・目的の理解]へ変
			更
「専門演習」	教育課程見直しに	幼児教育専攻	専門演習 I (2 単位)
	よる変更	こども教育・保育	と専門演習Ⅱ (2 単
		専攻	位)を統合し、専門演
			習 (2 単位) とする。
			専門教育科目の[保
			育・子育て支援の実践
			と展開]から[ゼミナ
			ール〕へ変更

科目廃止

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「健康科学」	保育者養成科目と	幼児教育専攻	令和5年度入学生から
	しての必要性を鑑	こども教育・保育	科目廃止。
	みた科目の整理。	専攻	令和5年度以降は、在
			学生が希望する場合に
			限り開講する。